

**令和 2 年度 12 月
専決補正予算について
(第 16 号補正)**

**令 和 2 年 1 2 月
企画財政部財政課**

令和2年度12月 補正予算（第16号） ※専決処分

（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）

I 一般会計予算 117,004 千円

事業名	補正額 (千円)	内 容	担当課
3 款 民 生 費 117,004			
1 ひとり親世帯 臨時特別給付金 給付事業費	117,004 給付金114,560 事務費2,444	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、令和2年8月以降、臨時特別給付金（当初給付分）を支給している。</p> <p>ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、もともと経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、再度、給付金の支給を行う。</p> <p>【対象者】 次のアからウに該当する者として、当初給付分の基本給付の支給を受けている方等 ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方 イ 公的年金給付等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方のみ。） ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方等</p> <p>【支給額】 児童扶養手当受給世帯等（基本給付） 1世帯5万円（第2子以降1人あたり3万円加算）</p>	子育て支援課